

檜葉遠隔技術開発センター
試験棟量水器交換作業

仕 様 書

令和6年7月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
福島廃炉安全工学研究所
檜葉遠隔技術開発センター

1. 件名

櫛葉遠隔技術開発センター試験棟量水器交換作業

2. 目的及び概要

本作業は、経済産業省より交付を受けた「放射性物質研究拠点施設等運営事業費補助金」事業の一環として、日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）福島廃炉安全工学研究所櫛葉遠隔技術開発センター（以下「櫛葉センター」という。）試験棟量水器の交換作業を受注者に請負わせるための仕様について定めたものである。

本作業は、当該設備の機能維持及び健全性を確認するものであるため、受注者は対象設備の構造、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本作業を実施するものとする。

3. 作業実施場所

福島県双葉郡櫛葉町大字山田岡字仲丸 1-22

原子力機構 福島廃炉安全工学研究所 櫛葉遠隔技術開発センター 試験棟

4. 納期

令和7年2月28日（金）まで

ただし、土日、祝日、原子力機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。ただし、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）その他原子力機構が特に指定する日を除く。

作業時間は、原則9時から17時30分の間で実施するものとし、時間外を必要とする場合はその都度、原子力機構担当者の確認を得ること。

5. 作業内容

5. 1 対象設備

上水量水器

数量：14台

型式：愛知時計電機(株) L1031号27 相当品

口径：25A

名称：量水器 ねじ込み型

場所：添付図参照

工水量水器

数量：24台

型式：愛知時計電機(株) L093号27 相当品

口径：50A

名称：量水器 ねじ込み型

場所：添付図参照

5. 2 作業範囲及び項目

(1) 量水器交換作業

(2) 作業報告書

5. 3 作業内容

(1) 量水器交換作業

①既設量水器を取り外す。

- ②新設量水器を取り付ける
 - ③通水を行い量水器継ぎ手部分から漏水がないことを確認する。
 - ④通水試験を行い新設量水器が正常に動作することを確認する。
- (2) 作業報告書

6. 試験
なし

7. 支給品及び貸与品

7. 1 支給品

本作業で使用する電力及び水は無償とする。ただし、節電、節水に努めるとともに

使用については原子力機構の確認を得ること。

7. 2 貸与品

なし

8. 提出書類

図 書 名	提 出 時 期	部 数
実施工程表	契約締結後速やかに	1 部
作業実施要領書	〃	〃
総括責任者届 (原子力機構指定様式)	〃	〃
緊急時連絡体制表	〃	〃
リスクアセスメントシート	作業開始 3 週間前までに	〃
作業員名簿 (作業員の経歴及び有資格を併せて記載、有資格者証写しを添付すること)	〃	〃
作業計画書一式	〃	〃
委任又は下請負届 (実施体制図含む) (原子力機構指定様式)	〃	〃
作業日報	作業終了後速やかに	〃
作業報告書 (作業写真含む)	〃	〃
その他必要な書類	その都度	必要部数

(提出場所) 原子力機構 福島廃炉安全工学研究所 櫛葉遠隔技術開発センター

9. 検収条件

「8. 提出書類」の確認並びに原子力機構が仕様書の定める、作業が実施されたと認められた時を以て、作業完了とする。

10. 適用法規・規程等

本作業をするに当たって、以下の法令、規格、基準等を適用又は準用して行うこと。

- (1) 労働安全衛生法、同施行令及び関係法規、諸規定
- (2) 電気設備技術基準・解釈
- (3) 日本産業規格及び関係規格
- (4) 福島廃炉安全工学研究所安全衛生管理規則
- (5) 福島廃炉安全工学研究所事故対策規則
- (6) 福島廃炉安全工学研究所櫛葉遠隔技術開発センター 電気工作物保安規程、同規則、同基準
- (7) 福島廃炉安全工学研究所作業責任者等の認定について
- (8) 福島廃炉安全工学研究所作業の安全管理について

- (9) 福島廃炉安全工学研究所請負作業に係る請負作業者の安全管理要領
- (10) 福島廃炉安全工学研究所作業計画作成管理要領
- (11) 福島廃炉安全工学研究所安全管理仕様書
- (12) その他関係法令及び福島廃炉安全工学研究所、楡葉遠隔技術開発センター諸規定類

11. 特記事項

- (1) 受注者は、原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し、安全性に配慮した業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は、業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、若しくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は、異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (4) 不測の事態が発生した場合には迅速に対応できるよう、作業現場に緊急時連絡体制表を掲示すること。
- (5) 本作業の実施に当たっては、関係法令及び原子力機構諸規則を遵守するとともに、原子力機構担当者との十分な打合せの上、実施すること。特に作業の安全には、十分留意して行うこと。
- (6) 作業開始前には、KY 活動及び TBM を実施し、作業の安全に努めること。
- (7) 本作業は、電源遮断の操作を伴うため、原子力機構担当者との操作手順等の打合せを十分に行い、安全確保に努めて実施すること。
- (8) 受注者は、作業従事前に原子力機構による保安教育等を受講すること。
- (9) 「福島廃炉安全工学研究所作業責任者等の認定について」に基づき、原子力機構の認定を受けた者を現場責任者（現場が複数箇所になる場合は現場分任責任者）として配置すること。
- (10) 原子力機構が、受注者に対し本補助金事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めた場合には、その求めに応じること。
- (11) 1人作業は禁止とする。また、総括責任者、現場責任者（代理含む）は、作業の安全管理、保安監督に専念することとして作業に携わることは禁止とする。
- (12) 受注者は、作業現場の見やすい位置に、総括責任者名又は現場責任者名及び連絡先等を表示すること。
- (13) 受注者は、本作業によって発生した産業廃棄物を原子力機構担当者の指定する所に引き渡すこと。

12. 総括責任者

受注者は本契約作業を履行するに当たり、受注者を代表して直接指揮命令する者（以下「総括責任者」という。）、必要に応じてその代理者を選任し、次の任務に問うたらせるものとする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する原子力機構との連絡及び調整
- (3) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

13. 検査員及び監督員

検査員

(1) 一般検査 管財担当課長

監督員

(1) 量水器交換作業 檜葉遠隔技術開発センター長

14. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する

法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを

採用

するものとする。

(2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針

に

定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

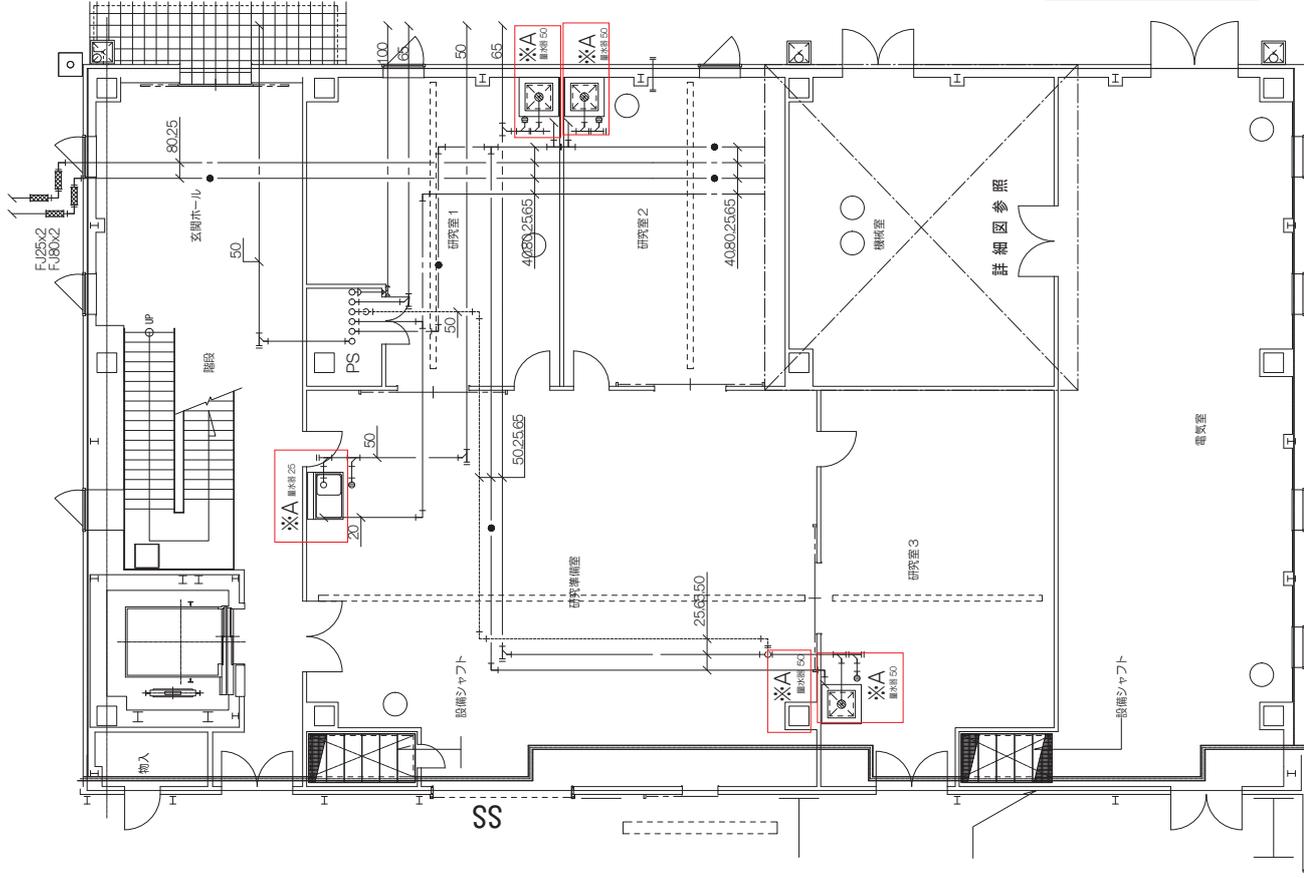
15. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生

じた

場合は、原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

以上

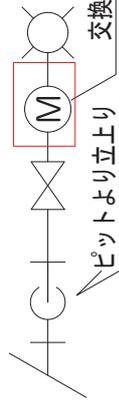


：交換箇所

注記

1. 図示の※Aは、「以降水栓廻りの詳細図参照」を示す。

水栓廻り詳細図



試験棟 付属建屋 1階平面図

図 番	W-4
図 名	試験棟 付属建屋 配管図
作業者	梅田 隆夫
校 長	日本電子株式会社
課 長	電子部
部 長	電子部
設 計	梅田 隆夫
検 査	梅田 隆夫
備 考	梅田 隆夫
日 付	2018.05.15
頁 数	1/1